

社会保障法学会の社会的責任

木下秀雄(大阪市立大学)

2004年6月に、社会保障法学会事務局が東京大学から大阪市立大学に移転した。それ以来学会事務局の仕事に携っているが、あれやこれや至らぬことばかりで、各方面にご迷惑をおかけしている。毎回理事会では、冒頭に事務局の不始末について陳謝の意を表することから始まることが続いている。ただ、2004年7月理事会で、いろいろな学会が学会費の納入や会報発送事務などを委託していた団体が破綻した、というニュースがひとしきり話題になった。社会保障法学会も学会事務をその団体に委託してはどうか、と考え始めていただけに、事務については素人の教員や院生が学会事務を担当するのは、一方でミスも多いが、他方で学会らしくていいのでは、と思ったことであった。

学会というのは、意見や見識は違うが、同じ学問領域で真理探究をするという点で一致する人たちの自発的・任意の集まりであろう。事務局というのは、そうした会員が大いに意見を戦わしつつ、共通の問題関心で刺激しあうのを、裏から支えるという役回りだと思う。この間、若手会員の個別報告などの機会を確保したり、49回大会に向けて、地域を越えた議論の場が設けられたり、企画委員会を中心に努力されている。また、既に立ち上がっているホームページの活性化や、理事会の連絡用にメーリングリストを設定したり、少しずつながらIT化(?)の努力もされている。

ただ、井上代表理事が社会保障法学会会報19号に書かれているように、学会は会員だけのものではなく、他方で社会に対する責任を負っていることも忘れてはならないであろう。個々の会員がその研究を通して社会に対して責任を果すとともに、学会としても、社会に対して何か発言することで、あるいは何も発言しないことで責任を問われることになるだろう。50回大会では、社会保障法学会の枠を超えたシンポジストによる幅広い議論が予定されている。グローバル化という場合、ともすると経済的側面が重視され、法的アプローチはないがしろにされがちである。しかし、個々の人間にとって生きやすい社会をグローバルに創造していく上で、法的コントロールの必要性は明らかではなからうか。そうした点で、社会保障法学会としても、会員間の意見交換にとどまらず社会に対して発言していくことが、さらには国際的交流を進めることが求められているように思える。

また2004年は、ロースクールという制度が発足した年でもあった。

司法制度改革という、法学を研究する者にとっての大きな変化というだけではなく、社会保障法教育という点でも、社会保障法研究者の養成、という点でも極めて大きな転換が生じたと言える。

ロースクールでの社会保障法教育のあり方は今後の法曹の社会保障法認識を規定する可能性があり、それはひいては社会保障争訟の今後を左右しかねない。他方、法学部だけでなく福祉関係や医療関係を含めた大学レベルでの社会保障法教育を、今後どのように広げていくのかも重大である。さらに、社会保障法研究を志す若手研究者をどのように養成していくか、ロースクールとの関係を含めて学会でも意識的に議論をしていくことが必要だろう。

そうしたことを思うと、学会事務局の仕事も、会員各位の好意に甘えて多少のミスは許してもらおう、というのではいかんなくと反省しきり。改めてその責任の重さを感じる次第である。